

TaxFlash



労働者社会保障担当の社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)が運営する社会保障制度の更新

包括的社会保障制度の施行を目的とした取り組みの一環として、インドネシア政府は労働者社会保障担当の社会保障庁(BPJS Ketenagakerjaan)が運営する社会保障制度に関して以下の一連の政府規則を公布しました。

- ・ 傷害保険および死亡保険プログラムの施行に関する政府規則 2015 年第 44 号(以下「政府規則第 44 号」)、
- ・ 年金給付プログラムの施行に関する政府規則 2015 年第 45 号(以下「政府規則第 45 号」)、および
- ・ 老齢貯蓄プログラムの施行に関する政府規則 2015 年第 46 号(以下「政府規則第 46 号」)

上記の政府規則は 2015 年 7 月 1 日から効力を生じ、国家社会保障制度に関する 2004 年法律第 40 号(以下「法律第 40 号」)および社会保障庁(BPJS)に関する 2011 年法律第 24 号(以下「法律第 24 号」)と併せて公布されました。新しい社会保障制度の詳細は私たちの Tax Flash 2013 年 17 号および Tax Flash 2014 年 11 号をご参照ください。

社会保障制度の加入者

法律第 24 号で規定される通り、インドネシア国内で少なくとも 6 ヶ月間就労している外国人を含む全ての労働者が以下のプログラムの加入者となります。

雇用主の義務

雇用主は、登録、データ更新および労働者社会保障担当の社会保障庁への積立金の支払いを含む、従業員のための事務手続を行う義務を負います。

この義務を怠った場合は、警告状、罰金、および特定公共サービスへのアクセスの拒否という形で行政処分の対象となります。

政府規則第 44 号 – 傷害および死亡保険プログラム

政府規則第 44 号の条項は全体的に政府規則 1993 年第 14 号(以下「政府規則第 14 号」)の条項と類似します。政府規則第 14 号は労働者の社会保障に関する 1992 年法律第 3 号(以下「法律第 3 号」)の実施細則であるため、政府規則第 44 号は法律第 40 号と法律第 24 号の実施細則を規定するために公布されました。

積立率は以下の通り、変更はありません。

- 傷害保障(*Jaminan Kecelakaan Kerja/JKK*)は職業上の危険度に応じて基本給および固定手当の 0.24%から 1.74%。
- 死亡保障(*Jaminan Kematian/JKM*)は依然として基本給および固定手当の 0.3%。

政府規則第 45 号 – 年金給付プログラム

積立

当該プログラムの積立に関する主な条項は以下の通りです。

- 積立率の合計は 3%である(すなわち雇用主が 2%を負担し、従業員が 1%を負担する)。当該積立率は 3 年ごとに段階的に調整され、最終的に 8%になる見通しである。
- 負担ベースは基本給および固定手当である。
- 負担ベースの基準額は最大で月額 7,000,000 ルピアであり、GDP 成長率に応じて毎年調整される。

退職年齢

- 2015 年に初めて、退職年齢が 56 歳と規定された。
- 2019 年 1 月 1 日以降、退職年齢は 57 歳となる。
- 退職年齢は 65 歳に達するまで 3 年ごとに 1 歳引き上げられる。

年金給付

年金は以下の状況において給付されます。

1. 以下の項目からなる生前給付:
 - a. 老齢年金 – 退職年齢に達してから受給。
 - i. 加入期間が 15 年以上 – 死亡まで毎月給付が受けられる。
 - ii. 加入期間が 15 年未満 – 年金受給年齢に達した次の月に累計積立額および利回りを一括で受け取ることができる。
 - b. 恒久的障害 – 退職年齢前に受給。
死亡または恒久的障害がなくなるまで毎月給付を受け取ることができる。
2. 死亡給付 – 従業員の死後、以下に掲げる者が受給資格を有する。
 - a. 従業員の配偶者
 - b. 従業員の子供
 - c. 従業員の両親

政府規則第 46 号 – 老齢貯蓄プログラム

政府規則第 44 号と同様に、政府規則第 46 号もまた法律第 40 号および法律 24 号の実施細則であり、同様の積立率である 5.7%、すなわち雇用主が 3.7%を負担し、従業員が 2%を負担する規定を含めた類似の条項があります。

退職前の早期払い戻し

しかし退職前の早期払い戻しについて、法律第 40 号では法律第 3 号下で規定される 5 年と比較して、最低で 10 年間の加入期間が必要とされます。したがって、当該事項に関連する実施細則は以下の通りに変更されました。

基準	旧規定(1992 年法律第 3 号下における一連の政府規則)	新規定(2004 年法律第 40 号下における政府規則第 46 号)
最低加入期間	5 年	10 年
払い戻しの時期	非加入となった日から 1 ヶ月間の待機期間を経過する必要がある	全加入期間のうち一度のみ
払い戻される金額	全額	住宅所有の場合は 30%、もしくは その他のニーズの場合は 10%

政府規則第 46 号下における最低加入期間の変更には批判的な声も多く、改定が行われる場合も考えられます。法律第 40 号下で 10 年間の最低加入期間が規定される中、政府規則第 46 号の改定が行われるか、もしくは法律第 40 号の改定が行われるか私どもは今後の動向を注視し、詳細をお伝えしてゆく所存です。

上記の国際税務アップデートに関し、ご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadja
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.